



# 山形県公報

令和6年2月13日(火)  
第478号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……117
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……118
- 同……………( 同 ) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(都市計画課) ……同

### 公 告

- 監査結果の公表……………(監 査 委 員) ……119

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第100号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和6年2月20日山形市に招集する。

令和6年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第101号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新庄土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所          |
|----------|---------|--------------|
| 理 事      | 山 尾 順 紀 | 新庄市五日町5914番地 |

### 山形県告示第102号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和6年2月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和6年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延長                     |
|--------------|---|------|--------------------------|------------------------|
| 長井市栄町459番7から |   | 旧    | 16.0 <small>メートル</small> | 28 <small>メートル</small> |
| 同 455番3まで    |   |      | 11.9                     |                        |
| 同            | 上 | 新    | 14.3 <small>メートル</small> | 同上                     |
|              |   |      | 11.9                     |                        |

**山形県告示第103号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和6年2月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和6年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 長井市本町1406番2から  
同 栄町455番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月13日

**山形県告示第104号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和6年2月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和6年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井停車場線
- 2 供用開始の区間 長井市栄町468番5から  
同 1461番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年2月13日

**山形県告示第105号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
上山市高野地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年10月10日から令和6年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第106号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和6年2月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 鶴岡都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・5号道形黄金線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
令和6年2月5日 東北地方整備局告示第15号

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年11月から同年12月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月13日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |

第1 監査の概要

- (1) 監査の基準  
山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- (2) 監査の種類  
財務監査（定期監査）
- (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）  
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか
- (4) 監査の実施内容  
関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関48箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関     | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |       |
|-----------------|------------|-------------|-------|
| 鶴 岡 工 業 高 等 学 校 | 令和5年11月15日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 庄 内 総 合 高 等 学 校 | 令和5年11月15日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| 鶴 岡 警 察 署       | 令和5年11月15日 | 奥山委員        | 松田委員  |
| こども医療療育センター庄内支所 | 令和5年11月15日 | 高橋委員        | 海老名委員 |
| 庄内職業能力開発センター    | 令和5年11月15日 | 高橋委員        | 海老名委員 |

|                 |            |      |       |
|-----------------|------------|------|-------|
| 庄内空港事務所         | 令和5年11月15日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 酒田西高等学校         | 令和5年11月16日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 酒田光陵高等学校        | 令和5年11月16日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 庄内教育事務所         | 令和5年11月16日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 加茂水産高等学校        | 令和5年11月16日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 水産研究所           | 令和5年11月28日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 庄内農業高等学校        | 令和5年11月28日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 鶴岡養護学校          | 令和5年11月28日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 庄内警察署           | 令和5年11月28日 | 奥山委員 | 松田委員  |
| 庄内児童相談所         | 令和5年11月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡乳児院           | 令和5年11月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所 | 令和5年11月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 酒田東高等学校         | 令和5年11月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 新庄北高等学校         | 令和5年12月1日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 新庄南高等学校         | 令和5年12月1日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 新庄養護学校          | 令和5年12月1日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 環境科学研究センター      | 令和5年12月1日  | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 最上教育事務所         | 令和5年12月1日  | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 庄内食肉衛生検査所       | 令和5年12月6日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 米沢商業高等学校        | 令和5年12月6日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 小国警察署           | 令和5年12月6日  | 奥山委員 | 松田委員  |
| 最上学園            | 令和5年12月6日  | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 南陽高等学校          | 令和5年12月6日  | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 長井高等学校          | 令和5年12月6日  | 高橋委員 | 海老名委員 |

|               |            |       |       |
|---------------|------------|-------|-------|
| 長井警察署         | 令和5年12月6日  | 高橋委員  | 海老名委員 |
| 置賜教育事務所       | 令和5年12月11日 | 松田委員  | —     |
| 米沢興讓館高等学校     | 令和5年12月11日 | 松田委員  | —     |
| 米沢工業高等学校      | 令和5年12月11日 | 松田委員  | —     |
| 置賜食肉衛生検査所     | 令和5年12月11日 | 海老名委員 | —     |
| やまなみ学園        | 令和5年12月11日 | 海老名委員 | —     |
| 消防学校          | 令和5年12月20日 | 松田委員  | —     |
| 飯豊少年自然の家      | 令和5年12月20日 | 松田委員  | —     |
| 小国高等学校        | 令和5年12月20日 | 松田委員  | —     |
| 鶴岡北高等学校       | 令和5年12月20日 | 松田委員  | —     |
| 鶴岡高等養護学校      | 令和5年12月20日 | 松田委員  | —     |
| 酒田特別支援学校      | 令和5年12月20日 | 松田委員  | —     |
| 酒田警察署         | 令和5年12月20日 | 松田委員  | —     |
| 鳥海学園          | 令和5年12月20日 | 海老名委員 | —     |
| 工業技術センター庄内試験場 | 令和5年12月20日 | 海老名委員 | —     |
| 鶴岡南高等学校       | 令和5年12月20日 | 海老名委員 | —     |
| 鶴岡中央高等学校      | 令和5年12月20日 | 海老名委員 | —     |
| 遊佐高等学校        | 令和5年12月20日 | 海老名委員 | —     |
| 南陽警察署         | 令和5年12月20日 | 海老名委員 | —     |

### 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

#### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 酒田光陵高等学校

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

収入の調定が適切でないもの

- a 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 2件 合計22,667円  
主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入（共同艇庫の自動販売機の7月分光熱水費）

調定すべき日 令和4年8月3日

調定日 令和5年1月4日

調定額 11,484円

- b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 5件 合計35,472円  
主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入（共同艇庫の自動販売機の4月分光熱水費）

調定すべき日 令和4年5月6日

調定日 令和5年1月4日

調定額 5,202円

ロ 新庄北高等学校

- (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で旅費支給手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの  
正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

3箇月超 62件

2箇月超 78件

ハ 新庄養護学校

- (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの  
勤奨手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計64,620円

主な事例は以下のとおり

令和5年6月支給分

既支給額（100分の70） 226,175円

正支給額（100分の80） 258,485円

要追給額 32,310円

ニ 米沢工業高等学校

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの  
3箇月超 38件

ホ 酒田特別支援学校

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 10件 合計86,000円

主な事例は以下のとおり

産業現場等における実習委託

請求日 令和4年11月24日

支払期限 令和4年12月8日

支払日 令和5年4月28日

支出額 13,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支出

- (イ) 赴任旅費について、算定を誤り、追給を要するもの（酒田西高等学校）

- (ロ) 支払期限内に支払をしていないもの（新庄北高等学校、鶴岡高等養護学校、遊佐高等学校）

## 正 誤

| 発行年月日        | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤     | 正      |
|--------------|------------|------|----|-------|--------|
| 平成26. 2. 25  | 第2523号     | 151  | 28 | 461番1 | 1461番1 |
| 令和 5. 12. 22 | 第465号      | 1275 | 27 | 6号    | 7号     |
| 同            | 同          | 1351 | 1  | 第36条  | 第38条   |

令和6年2月13日印刷 発行所 山形県庁  
令和6年2月13日発行 発行人 山形県